

老発 1219 第 3 号
令和 7 年 12 月 19 日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知)

介護保険法施行令の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第 420 号) が本年 12 月 17 日に別添のとおり公布され、来年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

令和 7 年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる見直し (以下「令和 7 年度見直し」という。) が行われた。

介護保険の第 1 号被保険者の保険料 (以下「第 1 号保険料」という。) においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、令和 7 年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第 9 期介護保険事業計画 (令和 6～8 年度) の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第 1 号保険料への令和 7 年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) の規定について、所要の改正を行う。

また、前述のとおり、今般の改正は、第 9 期介護保険事業計画 (令和 6～8 年度) における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うものである。よって、令和 8 年度の保険料の算定のみに関し適用するものとする。

なお、令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間となり、令和7年度見直し後の所得を所与の基準とした上で改めて基準を設定する。

第2 改正の内容

介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度見直しの影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

第3 施行期日

令和8年4月1日

<補足>

近日中に、本政令改正に伴って各市町村における介護保険条例の改定に当たっての参考に供するため条例参考例の発出を予定しており、施行準備に当たっては、当該条例参考例を参照するようよろしくお願いします。